

東北建築賞研究奨励賞選考方法内規

平成 13 年 2 月 24 日制定
平成 13 年 11 月 26 日改定
平成 24 年 2 月 22 日改定
平成 25 年 3 月 21 日改定
平成 28 年 5 月 21 日改定
平成 28 年 12 月 6 日改定

- 第 1 条（候補論文の推薦）東北支部研究報告会において各司会者は、司会を担当した発表論文のなかで、優れた論文および「若手研究者」（原則、修士の学位を有する者、あるいは修士の学位を有する者と同等以上の学力を持つ者で、発表時に 40 歳未満）を選び、東北建築賞研究奨励賞選考委員会（以下選考委員会）に推薦することができる。
- また、東北建築賞候補募集要項に記載している応募資格を満たす者であれば、過去 3 年間の論文（候補対象になる論文 1 編。ただし、同一論文題目の連報の場合は、それらを 1 編とみなす。）に対し、正会員の他薦により選考委員会に推薦することができる。
- 第 2 条（候補者の予備審査）選考委員会委員は、推薦されたすべての候補について、各分野に別れて当該支部論文を予備審査し、候補論文として残すべきかを判断する。ただし、候補論文が該当する部会がないと判断された場合には、常議員会が予備審査を行う。
- 第 3 条（研究奨励賞の決定）各分野ごとの候補論文として残ったものの中から、選考委員会において当該年度の研究奨励賞を選考委員会全委員数の 3 分の 2 以上の賛成によって決定する。選考委員が候補論文の関係者（推薦者、連名者、当該若手研究者の指導者等）となった場合は賞の選考に関与しないこととする。
- 第 4 条（審査基準）研究奨励賞の審査基準は、今後の発展が期待できる研究に関する論文であることとする。